

竜泉三丁目泉町会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、竜泉三丁目泉町会という。

(区 域)

第2条 この会は、台東区竜泉三丁目の住居表示街区符合の内、1番、2番、3番、4番、5番、6番、26番、27番、28番、29番、30番、31番、32番、33番、34番、35番の区域に住所を有する者をもって構成する。

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を東京都台東区竜泉三丁目32番2号竜泉三丁目泉町会事務所内に置く。

第2章 目 的

(目 的)

第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する事。
- (4) 会員の福祉厚生に関する事。
- (5) 集会施設の管理運営に関する事。
- (6) 慶弔用具、祭典具等の維持管理に関する事。
- (7) その他目的を達成するために必要な事。

第3章 会員及び賛助会員

(会員及び賛助会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。
2 第1項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

(会 費)

第7条 会員又は賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第8条 会員又は賛助会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。
2 この会は、正当な理由がない限りその区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
3 この会の区域に入居した個人又は団体に対しては、この会は、これらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退 会)

第9条 会員又は賛助会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。
2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
(1) 会の区域内に居住しなくなったとき。

(2)死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。

(3)会費を1年以上滞納し、かつ勧告に応じないとき。

3 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1)死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。

(2)会費を1年以上滞納し、かつ勧告に応じないとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員又は賛助会員が既に納入した入会金、会費、その他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員)

第11条 この会に、次の役員を置く

(1)会長 1名

(2)副会長 2名以上6名以内

(3)会計 2名以上4名以内

(4)庶務 1名以上3名以内

(5)役員 10名以上45名以内

(6)監事 1名以上3名以内

(役員を選出)

第12条 役員は役員会において、会員の中より選任し、総会において報告する。

2 監事は他の役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、予め会長が指名した順序でその職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 庶務は、この会の庶務を処理する。

5 役員は、この会の業務に協力する。

6 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第14条 この会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合、または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長、会計、庶務他役員をもって構成する。

(権能)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (2) 規約の制定改廃に関すること。
- (3) 役員を選任及び解任に関すること。
- (4) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決のうえ執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(通常総会)

第18条 通常総会は、毎年度決算終了後2箇月以内に開催する。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたとき、または役員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第21条 総会及び役員会は会長が招集する。

2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から10日以内に役員会を招集しなければならない。

4 総会及び役員会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の承認を得て、会長がこれに当たる。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては総会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員及び役員の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数及び役員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 業務分掌

(業務の分掌)

第27条 この会に、その業務を分掌させるために、次に掲げる部を置く。

- (1) 第1部
- (2) 第2部
- (3) 第3部
- (4) 女性部
- (5) 防犯部
- (6) 防火部
- (7) 交通部
- (8) 厚生部
- (9) 衛生部
- (10) 青少年育成部
- (11) 青年部

(部の権能)

- 第28条 1部は、第2条(区域)の内1番、2番、3番、4番、5番、6番の区域の会員とこの会との連絡調整を図る。
- 2 第2部は、第2条(区域)の内26番、27番、28番、29番、30番、31番の区域の会員とこの会との連絡調整を図る。
- 3 第3部は、第2条(区域)の内32番、33番、34番、35番の区域の会員とこの会との連絡調整を図る。
- 4 女性部は、この会の会員の内女性に関する事項について、会員とこの会との連絡調整を図る。
- 5 防犯部は、この会の防犯に関する事業について、会員とこの会との連絡調整を図る。
- 6 防火部は、この会の防火に関する事業について、会員とこの会との連絡調整を図る。
- 7 交通部は、この会の交通に関する事業について、会員とこの会との連絡調整を図る。
- 8 厚生部は、この会の厚生に関する事業について、会員とこの会との連絡調整を図る。
- 9 衛生部は、この会の衛生に関する事業について、会員とこの会との連絡調整を図る。
- 10 青少年育成部はこの会の青少年に関する事業について、会員とこの会との連絡調整を図る。
- 11 青年部は青年に関する事業について、会員とこの会との連絡調整を図る。
- 2 青年部員は将来の役員候補育成の場であることから、会員である必要は無い。

(部の組織等)

- 第29条 この会に、各部の業務を行うため、会長が役員会に諮り、会員の中から部長1人、副部長、部員を若干名置くことができる。
- 2 部長は、部の業務を主管する。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理し、部長が欠員のときは、その職務を行う。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)別に定める財産目録記載の資産
- (2)会費
- (3)寄附金品
- (4)事業に伴う収入
- (5)資産から生ずる収入
- (6)その他の収入

(資産の管理)

第31条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、これを処分し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

第32条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入・支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第34条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第35条 この会の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第38条 この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかねばならない。

- (1)規約
- (2)認可に関する書類
- (3)役員に関する書類
- (4)会員に関する書類

- (5) 会議議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画書及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

(顧問及び相談役)

第 39 条 この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

3 顧問及び相談役の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期の中途において退任したときは、その時に退任するものとする。

(細 則)

第 40 条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 7 年 2 月 1 5 日から施行する。

(経過措置)

この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

(改訂履歴)

令和 7 年 3 月 2 6 日 定期総会

第 11 条 会計の定数を 2 名から 2 名以上 4 名以内に改訂

監事の定数を 2 名から 1 名以上 3 名以内に改訂

第 12 条 「役員は総会において、会員の中より選任する」を「役員は役員会において、会員の中より選任する」に改訂。

令和 8 年 3 月 3 0 日 定期総会

第 11 条 副会長の定数 3 名以上 8 名以内から 2 名以上 6 名以内に改訂

第 12 条 「役員は会員の中より選任する」を「会員の中より選任し、総会において報告する」に改訂。

第 16 条 定例役員会の定例を削除。

第 18 条 3 箇月以内を 2 箇月以内に改訂。

第 22 条 「総会の議長は出席会員から選任する」を「出席会員の承認を得て、会長がこれを行う」に改訂。

第 23 条 役員 の 定 足 数 を 削 除 。

第 24 条 3 項 「議長は会長として議決に加わる権利を有しない」を削除。

第 26 条 (6) 議事録署名人の選任事項を削除。

第 26 条 2 項 「議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない」を削除。